

別紙3

リスク分担表（個別に規定する場合を除く。）

番号	種 類	内 容	負担者		
			市	指定 管理者	
1	物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○	
		ただし、急激な変動によるもの	協議		
2	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	
		ただし、急激な変動によるもの	協議		
3	法令の変更	管理運営（指定管理業務に限る。）に直接影響を及ぼす法令の制定、変更等によるもの	○		
		上記以外の一般的な法令の制定、変更等によるもの		○	
4	税制度の変更	管理運営（指定管理業務に限る。）に影響を及ぼす新税の創設、税制変更等によるもの	○		
		上記以外の一般的な新税の創設、税制変更等によるもの		○	
5	政治、行政的理由による事業変更	政治的、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の増加経費負担	○		
6	計画の変更	市の指示以外の要因により事業計画書等を変更した場合の、費用負担及び業務内容の変更に関するもの		○	
7	自主事業	指定管理者の自主事業に関すること		○	
8	不可抗力	不可抗力（天災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う増加経費負担及び事業履行不能	○		
9	資金調達	市から指定管理者への経費の支払遅延によって生じたもの	○		
		指定管理者から業者等への支払遅延によって生じたもの		○	
10	書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○		
		事業計画書等、指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○	
11	施設・設備・備品の損傷	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○	
		経年劣化によるもの	○		
		第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの	1件50万円（税込）以上		○
			1件50万円（税込）未満		○

1 2	第三者への賠償	市の帰責事由により損害を与えた場合	○	
		施設運営上の注意義務を怠るなど指定管理者の帰責事由により損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により損害を与えた場合	協議	
1 3	住民、利用者への対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び利用者からの苦情、反対、要望等への対応		○
		上記以外の場合	協議	
1 4	セキュリティ・情報の保護	指定管理者の管理不備による損害（情報漏洩、事故・事件等）に関するもの		○
		業務上知り得た利用者の個人情報の管理に関するもの		○
1 5	事業終了時の費用	指定管理者の指定期間が満了した場合、又は指定管理者が指定を取り消された場合における指定管理者の撤収費用		○
1 6	債務不履行	指定管理者の債務不履行による事業放棄、破綻等によるもの		○
1 7	要求水準未達	指定管理者の運営が、募集要項、協定書に定めた水準に満たない場合		○
1 8	第三者による実施	業務の一部を第三者に実施させた場合、その業務に関するもの		○

※ 本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上、決定します。